

第 18 号議案

東京都台東区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 7 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、明渡請求に係る金銭の利息の割合を改めるため提出  
します。

## 東京都台東区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

東京都台東区高齢者住宅条例（平成9年12月台東区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第32条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第32条第3項の規定は、施行日以後に到来した支払期に係る利息について適用し、施行日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例による。